

住宅防火対策の推進について

～ ①高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策の検討 ～

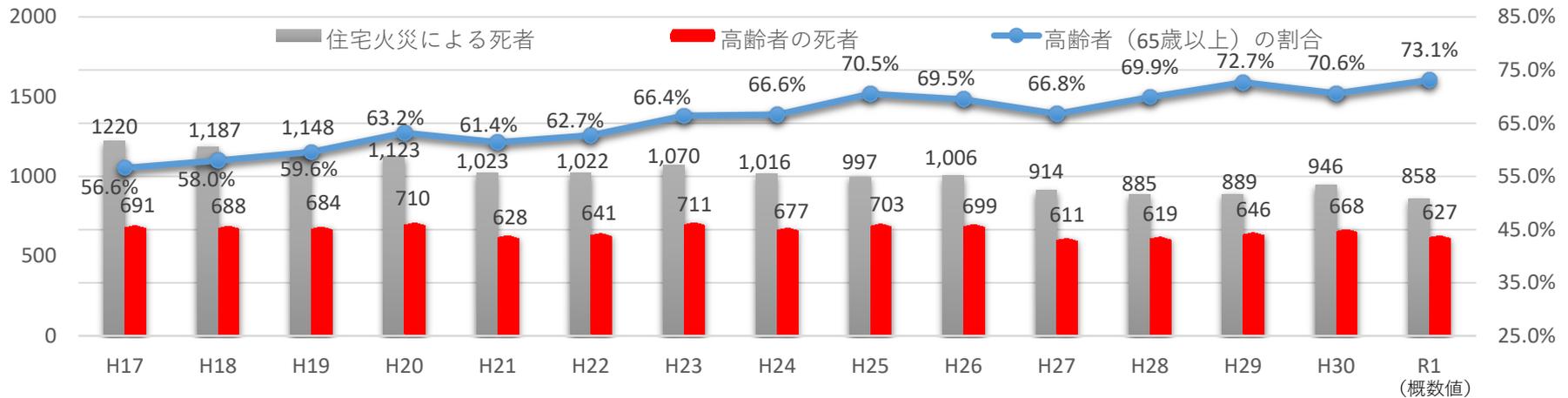
令和2年7月3日

背景・目的

近年の住宅火災による年齢階層別死者（放火自殺者等を除く。）を見ると、**65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の占める割合が約7割**と高水準で推移している状況であり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は増加していくことが予想される。

このことから、これまで行われてきた住宅防火対策に加え、**高齢者の生活実態に対応した防火対策**を講じるため、高齢者の生活実態等を踏まえた効果的な防火対策について検討を行い、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図ることを目的とする。

住宅火災による死者数の推移と高齢者の占める割合 ※放火自殺者等を除く



検討項目

- 1) 高齢者の死者が発生した住宅火災の実態について
- 2) 高齢者の生活実態調査について
- 3) 高齢者の生活実態等を踏まえた防火対策について

アウトプット（案）

1 高齢者の生活実態等を踏まえた現行の住宅防火対策の強化

- 住宅防火・防災キャンペーンにおける推奨製品の対象拡大
住宅用防災機器だけでなく、安全装置が付いたガステーブルやストーブ、加熱式たばこ等も推奨
- 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」の改正
高齢者の死者が発生した火災の実態及び高齢者の生活実態を踏まえた改正

2 高齢者の生活実態等を踏まえた新たな住宅防火対策

- 高齢者自身や家族等が、生活に潜在する火災リスクを容易に把握でき、生活環境の改善へとつなげられる仕組み等の構築
- 高齢者世帯に適した避難及び初期消火のあり方について提案

全国火災予防運動における啓発活動（「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」）

春秋年2回の全国火災予防運動を実施する際「住宅防火対策の推進」を重点目標に定め、連動型住宅用火災警報器等の「付加的機能を併せ持つ」住宅用火災警報器への交換推奨、住宅用消火器、防災品等の普及促進、たばこ火災における注意喚起広報等を具体的な推進項目として示している。

平成12年度より、住宅火災による死者の発生防止のため、日頃から取り組むべき習慣及び対策を「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」として示しており、各消防本部が広報活動を実施するに当たって活用している。



住宅防火・防災キャンペーン

高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、平成24年度より、毎年9月に「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、各関係団体・各企業と協力し、高齢者に対する火災予防の注意喚起、高齢者に住宅用火災警報器などの住宅用防災機器等のプレゼントなどを呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を実施。



住宅防火対策推進懇談会

住宅火災を防止し、死者の大幅な低減を目指し、住宅防火対策を総合的に推進することを目的とした、学識経験者、関係省庁、関係業界団体等で構成する懇談会で、主に各団体の取組状況について情報交換を行っている。

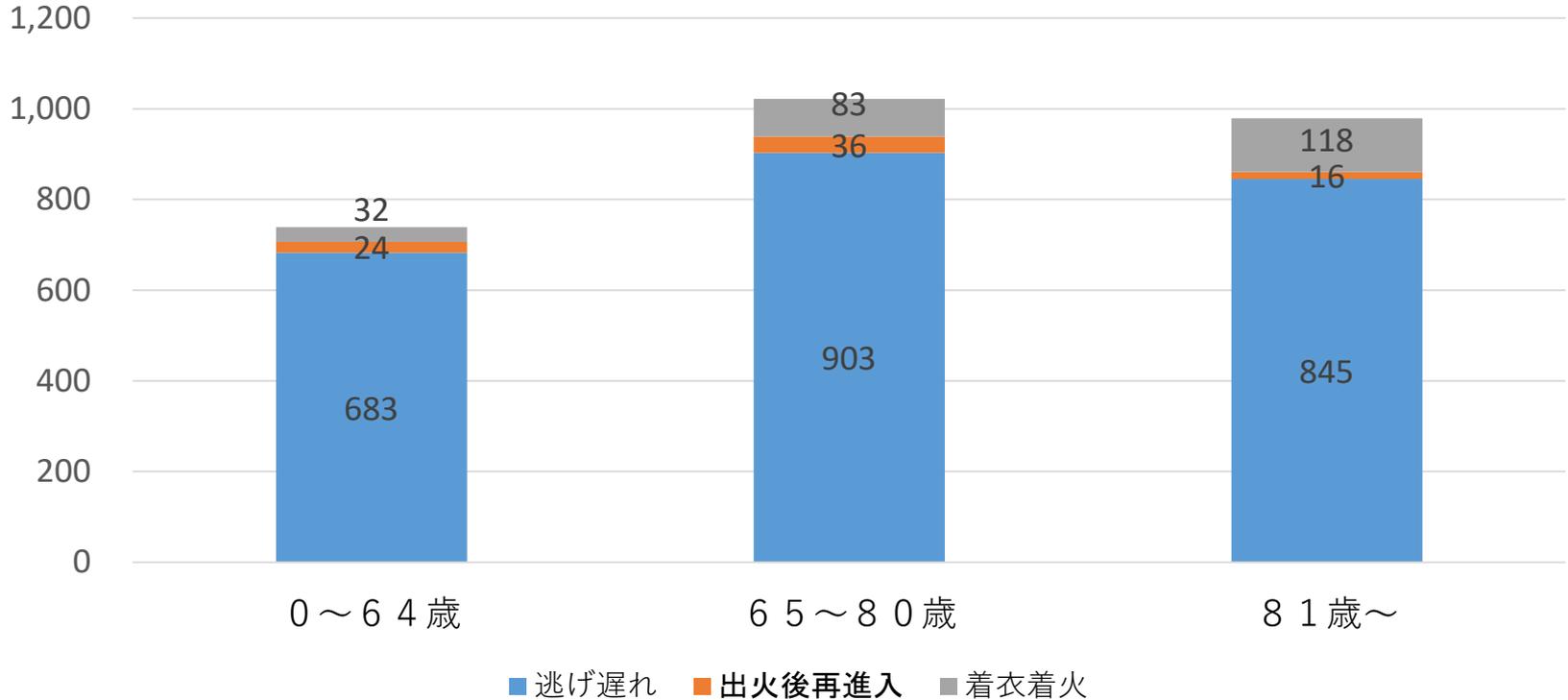
各年齢層の主な出火原因別死者数の割合

出火原因	年齢層 (%)		
	0～64歳	65～80歳	81歳～
たばこ	34.5	34.7	14.1
ストーブ	13.7	22.4	30.9
こんろ	7.2	9	10.2
電灯電話等の配線	7.4	5.6	7.4
配線器具	5.6	5.1	8.3
灯火（灯明）	2.4	2.8	8.2
こたつ	0.7	1.8	2.5
マッチ・ライター	2.1	2.2	2.9

出火原因別の死者数では、全年齢層において、**たばこ**、**ストーブ**の割合が多いが81歳以上の年齢層では特に**ストーブ**の占める割合が多い。

また、81歳以上の年齢層ではこんろ、灯火、配線器具（コンセント等）等の割合も他の年齢層よりも高い傾向がある。

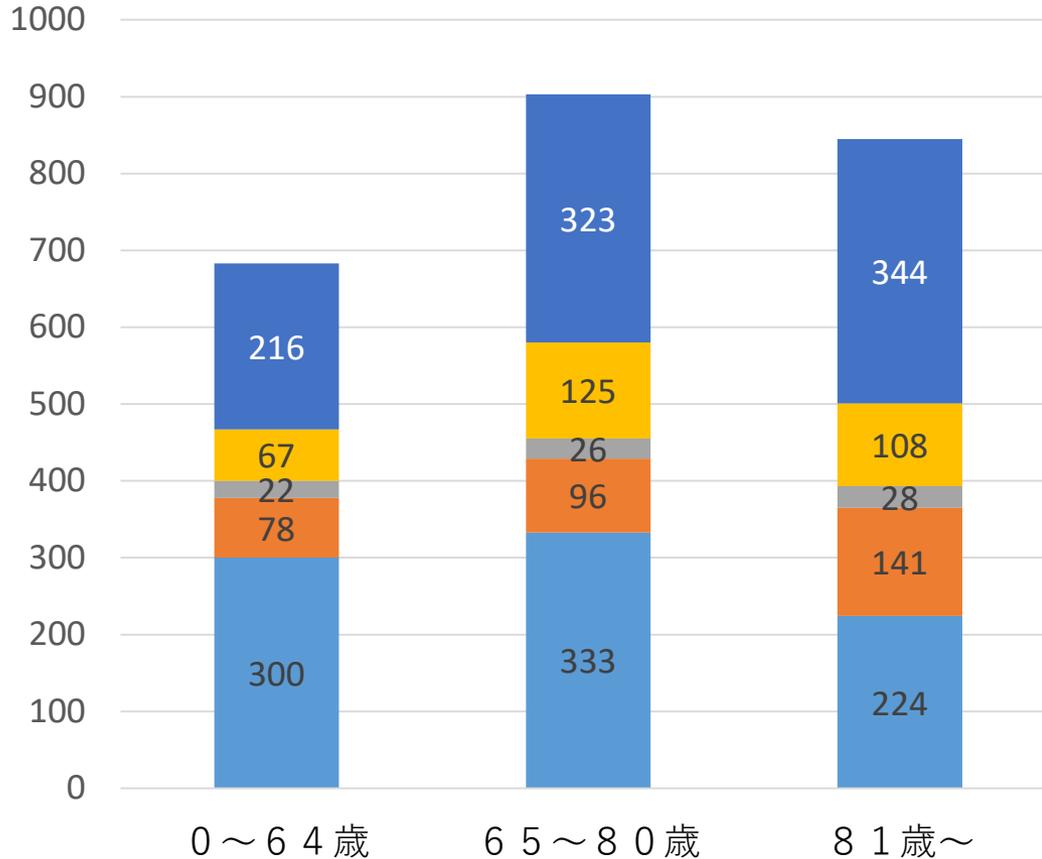
住宅火災における死者の発生した経過別死者数・割合



経過別	0～64歳	65～80歳	81歳～
逃げ遅れによるもの	92.4%	88.4%	86.3%
出火後再進入したもの	3.2%	3.5%	1.6%
着衣着火によるもの	4.3%	8.1%	12.1%

いずれの年齢層においても、逃げ遅れによる死者数の割合は**8割以上**を占めているが、高齢になるにつれ**着衣着火**による割合は増加する傾向にある。

「逃げ遅れ」の理由（中分類）別件数・割合



■ 発見が遅れた ■ 判断力・体力の低下等 ■ 逃げる暇が無かった
 ■ 逃げる機会を失った ■ 逃げ切れなかった

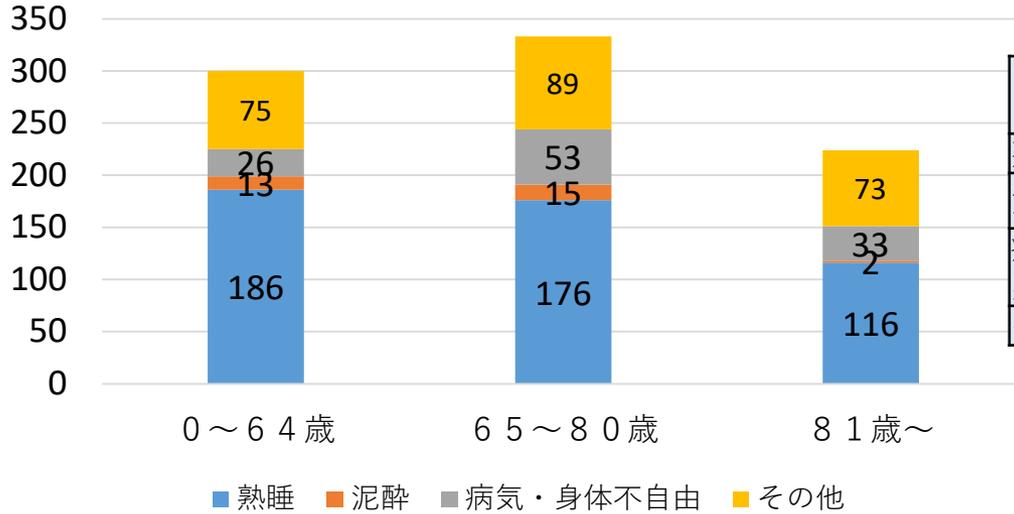
	0～64歳	65～80歳	81歳～
発見が遅れた (発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの(全く気づけなかった場合を含む))	43.9%	36.9%	26.5%
判断力・体力の低下等 (判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの)	11.4%	10.6%	16.7%
逃げる暇が無かった (ガス爆発等延焼拡大が早かったためほとんど避難できなかったと思われるもの)	3.2%	2.9%	3.3%
逃げる機会を失った (逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの)	9.8%	13.8%	12.8%
逃げ切れなかった (避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む))	31.6%	35.8%	40.7%

81歳以上の年齢層では、火災の発見の遅れによる割合よりも、**体力的条件、逃げる機会を失う、逃げ切れなかった**といった、**避難行動を起こしているものの何らかの理由により、逃げ遅れたもの**の割合が多い。

住宅火災による高齢者の死者の実態④

※平成26年（2014年）から平成30年（2018年）までの火災報告データから抽出・集計

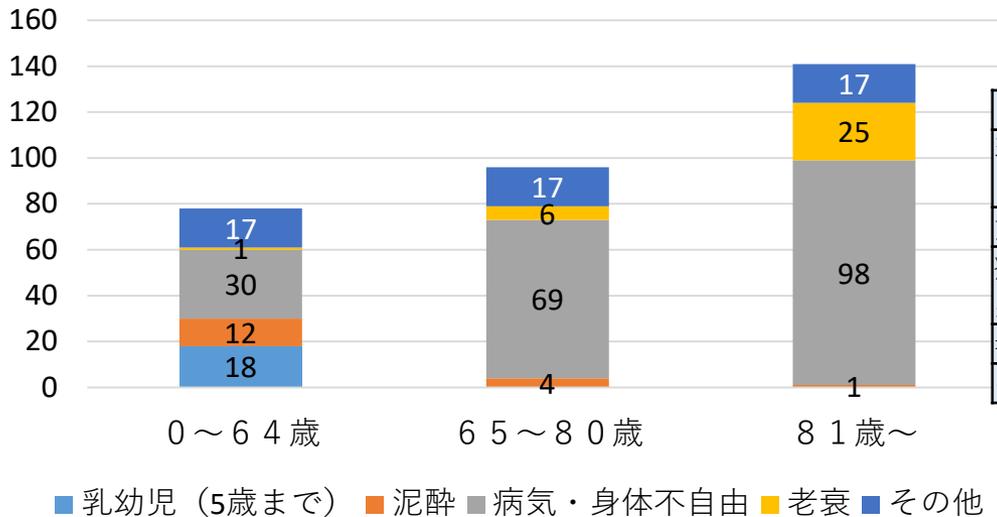
「発見が遅れた」理由別件数・割合



	0～64歳	65～80歳	81歳～
熟睡	62.0%	52.9%	51.8%
泥酔	4.3%	4.5%	0.9%
病気 身体不自由	8.7%	15.9%	14.7%
その他	25.0%	26.7%	32.6%

高齢者層では**身体的特性**による割合が多い。

「判断力・体力の低下等」理由別件数・割合



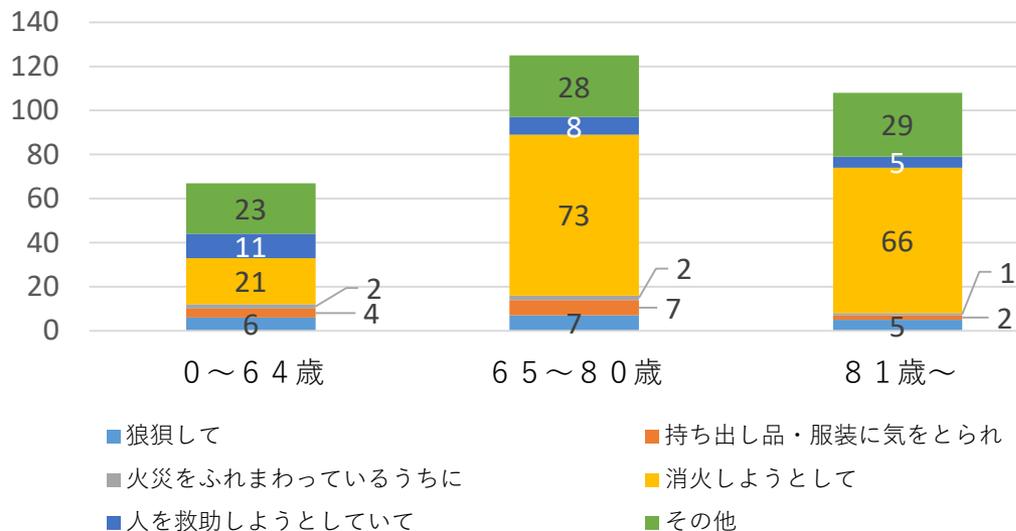
	0～64歳	65～80歳	81歳～
乳幼児 （5歳まで）	23.1%	0.0%	0.0%
泥酔	15.4%	4.2%	0.7%
病気 身体不自由	38.5%	71.9%	69.5%
老衰	1.3%	6.3%	17.7%
その他	21.8%	17.7%	12.1%

高齢者層では**身体的特性**による割合が多い。

住宅火災による高齢者の死者の実態⑤

※平成26年（2014年）から平成30年（2018年）までの火災報告データから抽出・集計

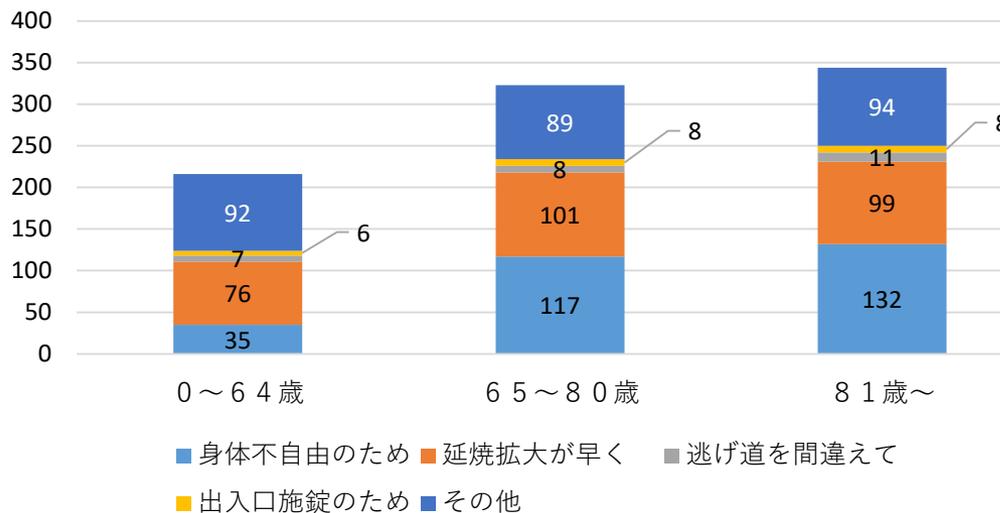
「逃げる機会を失った」理由別件数・割合



	0～64歳	65～80歳	81歳～
狼狽して	9.0%	5.6%	4.6%
持ち出し品・服装にとられ	6.0%	5.6%	1.9%
火災をふれまわっているうちに	3.0%	1.6%	0.9%
消火しようとして	31.3%	58.4%	61.1%
人を救助しようとしていて	16.4%	6.4%	4.6%
その他	34.3%	22.4%	26.9%

高齢者層では、**消火しようとした**割合が過半数を占めている。

「逃げ切れなかった」理由別件数・割合



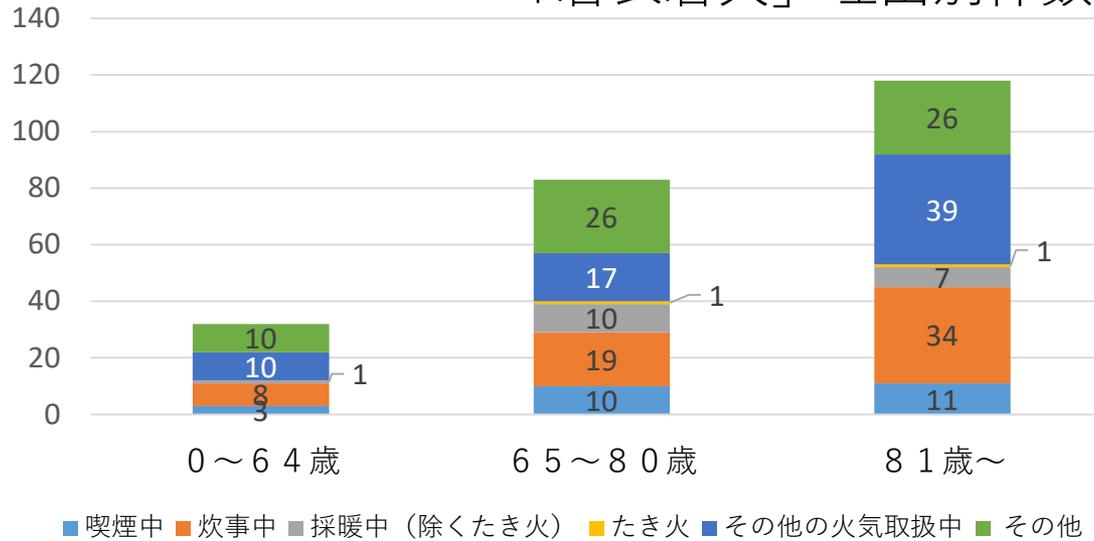
	0～64歳	65～80歳	81歳～
身体不自由のため	16.2%	36.2%	38.4%
延焼拡大が早く	35.2%	31.3%	28.8%
逃げ道を間違えて	3.2%	2.5%	3.2%
出入口施錠のため	2.8%	2.5%	2.3%
その他	42.6%	27.6%	27.3%

高齢者層では**身体的特性**による割合が多い。

住宅火災による高齢者の死者の実態⑥

※平成26年（2014年）から平成30年（2018年）までの火災報告データから抽出・集計

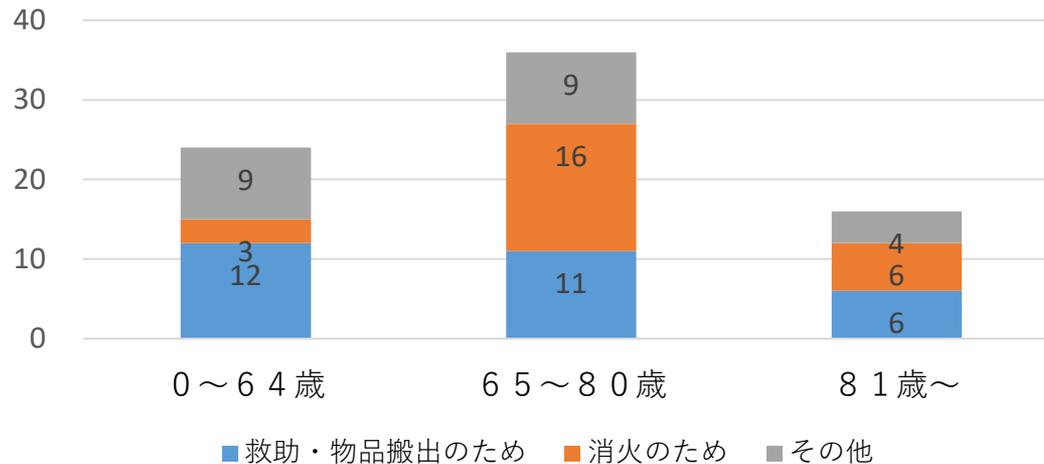
「着衣着火」理由別件数・割合



	0～64歳	65～80歳	81歳～
喫煙中	9.4%	12.0%	9.3%
炊事中	25.0%	22.9%	28.8%
採暖中（除くたき火）	3.1%	12.0%	5.9%
たき火	0.0%	1.2%	0.8%
その他の火気取扱中	31.3%	20.5%	33.1%
その他	31.3%	31.3%	22.0%

高齢者層では、何らかの**火気取扱中**に着衣等に着火する割合が多い

「出火後再進入」理由別件数・割合



	0～64歳	65～80歳	81歳～
救助・物品搬出のため	50.0%	30.6%	37.5%
消火のため	12.5%	44.4%	37.5%
その他	37.5%	25.0%	25.0%

全体数が少ないものの、高齢者層では、**消火のため再進入する**割合が多い。

住宅防火対策の推進について

～ ②住宅用火災警報器の交換、維持管理等の促進 ～

1. 住宅用火災警報器の設置義務化・効果

【住警器の設置義務化】

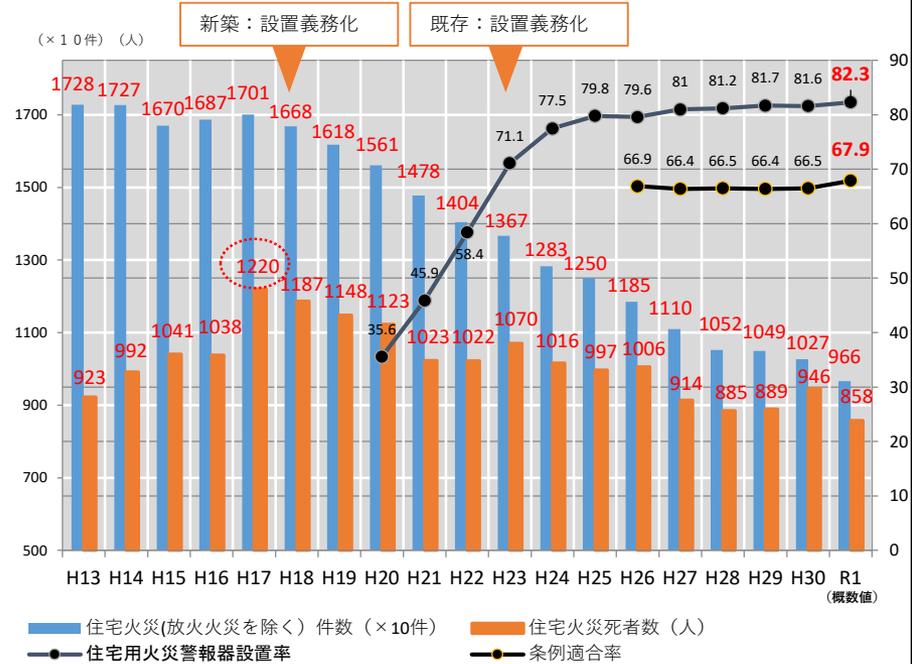
・住宅火災による死者数が千人を超える高水準となり、また、その半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化の進展とともにさらなる死者数の増加が懸念されたことから、平成16年の消防法改正により、住宅の所有者等に対し、住宅用火災警報器（住警器）の設置及び維持義務が課された。

新築住宅：平成18年6月1日から設置義務化

**既存住宅：平成23年6月1日までの間で
市町村の条例で定める日から設置義務化**

- ・設置及び維持基準は、消防法第9条の2第2項の規定により、消防法施行令第5条の6から第5条の9までに規定する基準に従い市町村条例で定められており、全ての住宅の寝室及び寝室に通ずる階段等に設置が義務づけられている。
- ・住宅火災の件数及び死者数は、住警器の設置義務化以降、おおむね減少傾向にある。

＜住宅火災の件数、死者数、住警器設置率の推移＞



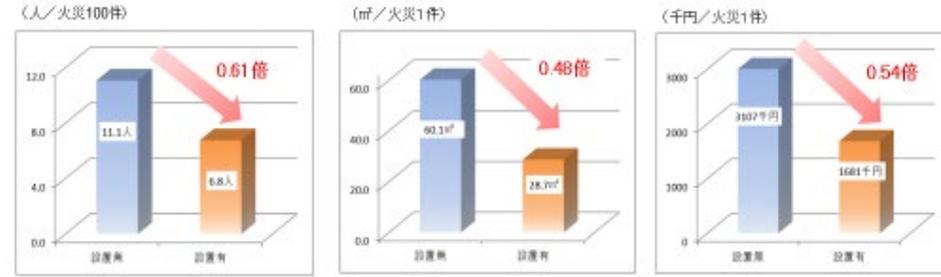
【住警器の設置による効果】

住警器を設置することにより、火災による被害の軽減が期待できる。

・H28年からH30年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を元に、住警器の設置による効果を分析

・住警器を設置することにより、死者の発生は4割減、焼損床面積及び損害額は概ね半数に減少する。

＜住警器の設置による被害の軽減効果＞



＜住宅火災100件当たりの死者数＞

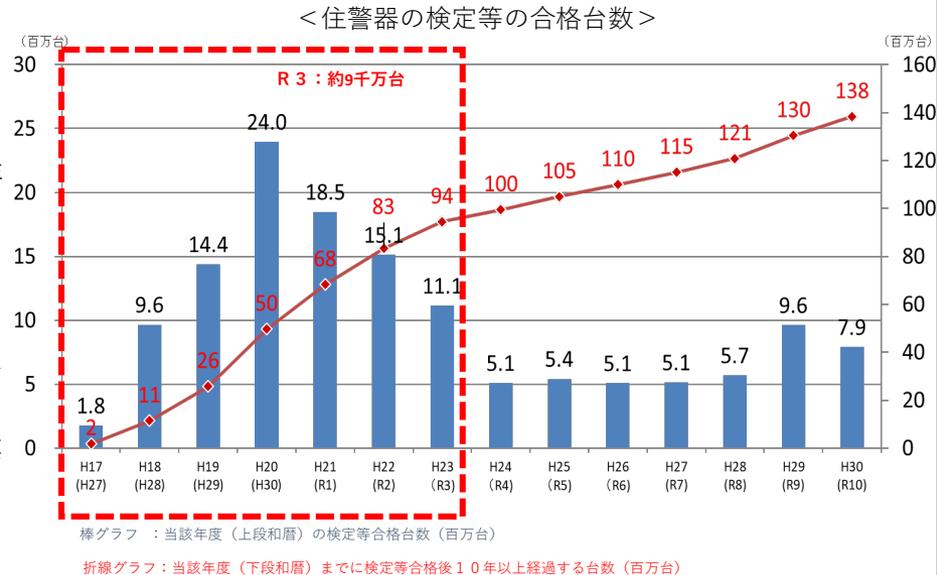
＜焼損床面積＞

＜損害額＞

注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2) 死者の発生した経過が「殺人・自損」（放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者）であるものを除く。

【設置から10年以上が経過し、故障等不具合が懸念される住警器が多数設置されている状況】

- ・住警器の交換目安は、本体内部の機器の劣化や電池の寿命等を踏まえ約10年とされている。
- ・既存住宅を含む全ての住宅に住警器の設置が義務付けられてから10年となる令和3年度には、設置から10年以上経過する住警器は約9千万台に達する見込み。
- ・令和3年6月には、住警器の既存住宅への全面設置義務化から10年が経過することを踏まえると、今後、住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増えるものと予測されることから、住宅火災による死者数を減少させるために、より一層、住警器の適切な維持管理や本体の交換等を推進していく必要がある。



住宅用火災警報器設置対策基本方針

国、地方、関係業界・団体等の代表からなる「住宅用火災警報器設置対策会議」により「住宅用火災警報器設置対策基本方針※」を定め、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等の取組みを推進している。 ※平成23年9月に策定され、平成27年9月に改正。

【基本方針概要】

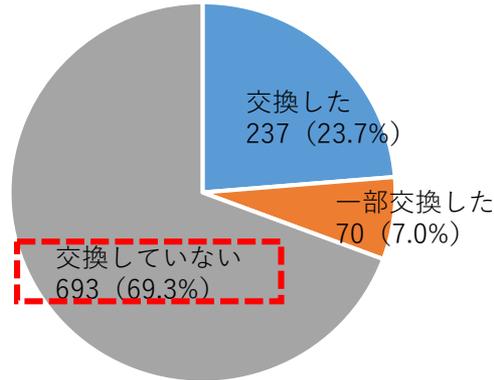
- 住警器の設置の定着を図ることに加え、火災時における住警器の適正な作動を確保する観点から、住警器の適切な維持管理方法について広報の強化を図る。
 - ・定期的な作動確認
 - ・機器の異常が判明した場合等における本体の交換
 - ・設置から10年を経過している場合の本体の交換
- 住宅火災により被害を受ける危険性が高い高齢者世帯への住警器の設置の働きかけにあたって、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなどの工夫を行う。
- 住警器が設置されていない世帯のほか、条例に適合して設置していない世帯も含め、条例に適合した設置の働きかけ。

2. 現状分析 ②

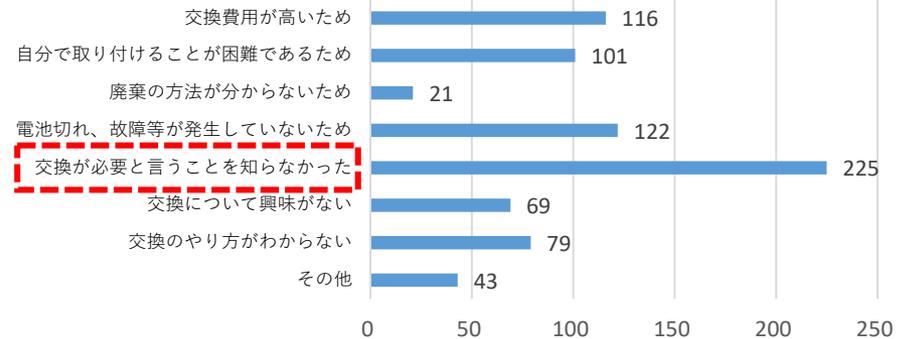
【設置から10年以上経過した住警器の設置世帯に対するアンケート調査】

住警器の設置から10年以上が経過した1,000世帯を対象に、住警器の交換状況等について調査を実施した。
→ 7割近くの世帯が交換を行っていないという状況である。

住警器を交換しましたか



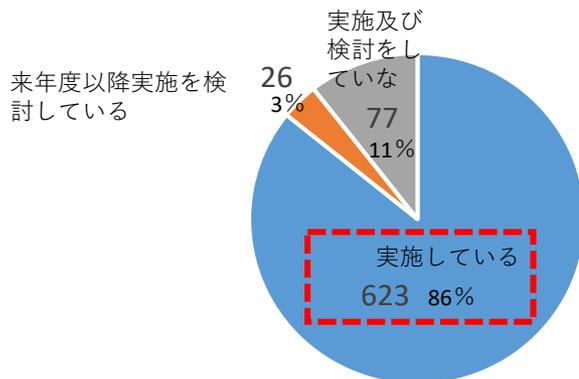
交換していない理由 ※複数回答



【住警器の交換促進に係る地方団体の実施状況調査】

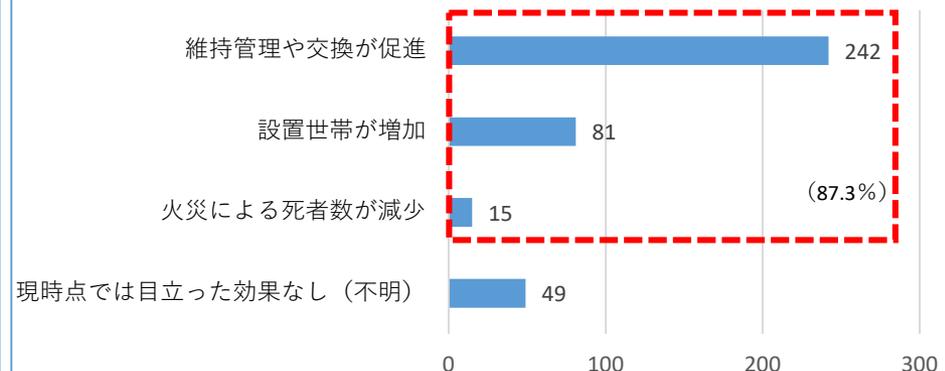
各消防本部における、住警器の適正な維持管理や交換等の推進の取組状況について調査を実施した。
→ 約9割の消防本部が既に何らかの取組を実施している状況である。

住警器の交換に係る取組の実施状況について



取組の実施による効果

取組による効果について回答のあった387消防本部の内訳



① 交換等の機会を捉えた付加的機能を併せ持つ機器の普及促進

既設の住警器には備えていない新たな機能を有する「付加的な機能を併せ持つ機器」を推奨し、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住警器及び音や光を発する補助警報装置を併設した住警器など、各世帯に応じた適切な機器を選択し、安全性の更なる向上へとつながる交換のために、周知広報策等の充実を図る。

<付加的機能を併せ持つ機器の例>



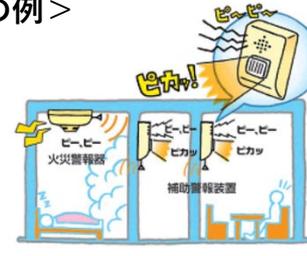
連動型住宅用火災警報器



火災・ガス・CO複合型



火災・CO複合型
(温湿度監視付)



補助警報装置
(光・音)



屋外警報装置

② 「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正等を見据えた検討

住警器の交換状況、消防機関等の取組状況を踏まえ、現在の課題等を整理し、基本方針の改正等に向けた議論を進める。

<基本方針に追加を検討する内容（案）>

- ・ 交換等の機会を捉えた付加的機能を併せ持つ機器の設置を推奨
- ・ 火災予防運動等の時期にあわせた定期的な作動点検の促進
- ・ 消防機関等による、より積極的な取組等（相談窓口の設置、取付、共同購入の支援等）の推進

③ 関係機関・業界団体との更なる連携強化

住警器メーカー、関係業界団体だけでなく、住民と直接接する機会（機器等の訪問点検、リフォーム等の相談、機器の取付）を多く持つ機関、団体等に対し、併せて住警器の維持管理・交換等の必要性の周知を依頼するなど、更なる連携強化を図る。

<昨年度の取組（参考）>

（一社）全国LPガス協会に対して、住宅用火災警報器の適切な維持管理や本体交換等の推進への協力について依頼。都道府県の保安センター等が実施しているLPガス機器等の定期点検などの機会を通じ（一社）日本火災報知機工業会の作成した「住宅火災警報器 交換診断シート」を活用し、住警器の維持管理・交換等の必要性について周知を行って頂いた。